

2026年度 大学院入試 一般入試IV期 試験問題（子ども人間学専攻）
試験時間 90分

下記の3問から2問を選択して解答してください。

① 教育学

人間の発達の可塑性について、臨界期の概念を踏まえて説明しなさい。

② 保育学

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、乳幼児期の評価はどうあるべきか述べなさい。

③ 児童福祉学

「こども基本法」の理念と特徴、施行後の課題について述べなさい。

2026 年度大学院入試 一般入試Ⅳ期 (子ども人間学専攻)

出題の意図

子ども人間学の研究を行うために必要な基礎的知識、思考力、文章表現力を評価する。

模範解答

下記の3問から2問を選択して解答してください。

①教育学

人間の発達の可塑性について、臨界期の概念を踏まえて説明しなさい。

人間の発達には可塑性という特徴がある。可塑性とは、発達が固定的なものではなく、経験や環境との相互作用によって変化し得る柔軟性を備えていることを指し、人間の生涯発達を理解する上で重要な概念である。

一方で、発達初期のある種の経験が、その後の生理的・心理的諸側面の発達に大きく影響を及ぼすことも知られている。臨界期とは、経験の影響が他の時期にみられないほど大きく不可逆的な場合に、その限られた時期を指す言葉であるが、近年の研究では、不可逆性を前提とした臨界期の概念を人間の発達に適用することには限界があると指摘されている。例えば、言語習得や社会性の発達など、従来は臨界期が強調されてきた領域において、その時期を過ぎてからも適切な環境や働きかけによって発達状況が改善する例が多く報告されている。逆境的な環境で育った子どもの抱える発達上の問題が、豊かな養育環境下で徐々に解消する事例もあり、人間の発達は必ずしも不可逆的に制限されるわけではないととらえることができる。こうした知見に基づき、近年では臨界期よりも時間的限定や影響の強さを緩め、「特定の経験に対する感受性が高い時期」すなわち敏感期や感受期という考え方が支持されている。

発達初期の経験の影響は大きいですが、人間は生涯にわたり可塑性を保持し、環境との相互作用によって変化し続ける。そのため、各発達段階における経験や環境のあり方を重視する視点が不可欠である。

(599 文字)

②保育学

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、乳幼児期の評価はどうあるべきか述べなさい。

2017年の幼稚園、保育所、認定こども園等に係る要領・指針では、幼児教育を行う施設が共有すべき事項として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示された。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、「健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形・

標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現」という、いわゆる「10の姿」として整理されている。これらの「10の姿」は、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を意図したものであるが、子どもに直接求める到達目標や評価基準ではない。また、保育者が保育の中で達成すべき成果指標でもない。むしろ、保育者が子どもの育ちを理解し、日々の関わりや保育実践を振り返り、改善につなげるための視点として位置づけられている点が重要である。

「10の姿」は、子どもが園での生活や遊びを通して学び育つ姿を示したものであり、その評価にあたっては、結果よりも過程を重視することが求められる。また、領域や項目ごとに子どもの姿を切り分けて捉えるのではなく、総合的・連続的な発達として理解すること、さらに他児との比較ではなく、一人ひとりの成長の軌跡を丁寧にたどる姿勢が不可欠である。以上を踏まえると、乳幼児期の評価とは、子ども理解を深め、保育者自身が実践を省察し、より良い保育・教育へとつなげるための営みであると言える。

(608文字)

③児童福祉学

「こども基本法」の理念と特徴、施行後の課題について述べなさい。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約（「子どもの権利条約」）に関する条約）の精神に基づき、すべてのこどもの権利を擁護し、こどもが幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして2022年に制定された。

その基本理念は、①こどもの基本的人権の保障と差別の禁止、②養育・生活保障と保護、ならびに教育基本法の精神に基づく教育を受ける権利の平等な保障、③年齢および発達段階に応じた意見表明権と社会参加の保障、④こどもの意見の尊重および最善の利益の優先原則、⑤家庭養育を基本とした子育て支援とそれに準ずる養育環境の確保、⑥家庭形成および子育てを支援する社会環境の整備、の六つである。

同法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義している。また「こども施策」については①新生児期から成人に至るまで切れ目なく行われる支援、②就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、③家庭その他における養育環境の整備、という三つの施策と、一体的に講じられるその他の施策と定義している。こどもに関する施策の対象範囲を広く捉え、包括的な支援を行う点に特徴がある。

同法は理念と施策の方針を示す基本法であるため、強い法的義務や罰則などの強制力は伴わない。そのため、2023年の施行以降は、理念を具体化する実効性のある支援体制の構築が課題とされている。特にその重要な理念である「こどもの意見」を政策に反映させるための具体的な仕組みを、国、地方公共団体、学校、福祉機関などが連携して整備していくことが重要である。

(650字)